令和５年（2023年）集団指導資料
（障害者福祉（障害児通所支援）サービス事業者）

目　次

１　令和5年度越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　実地指導の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　令和5年度に変更・義務化される項目について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　新型コロナ5類移行後の基準の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・１２

６　越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について・１４

７　障害者差別・虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

８　変更届等の届出に関する留意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

９　事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

10　越谷市の独自基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

11　社会福祉施設等における火災予防対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

12　住宅用火災警報器の設置及び維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

11　社会福祉施設等に関連する消防法の用途分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

12　社会福祉施設等での感染症発生時の対応と予防について・・・・・・・・・・・・・・４８

14　越谷市入退院支援ルールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

15　「通院・入院時あんしんセット」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

越谷市　福祉部　福祉総務課

令和５年度　越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画

令　５　年　４　月
越谷市福祉部福祉総務課

越谷市が所管する社会福祉法人並びに社会福祉施設及びサービス事業所の適正な運営確保を目的とした指導監査を実施するための計画を次のとおり定める。

１　実施方針

（１）利用者の立場に立った指導監査

利用者に安心かつ安全なサービスが提供されるよう、社会福祉施設及びサービス事業所の運営管理について適切な支援を行う。

（２）効率的・効果的な指導

指導の効率化及び指導時の文書削減を図りつつ、サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現）、利用者の保護、不適正事案等の防止に効果的な実地指導を行う。

（３）改善の徹底、機動的な監査

指導事項の改善が確認できない場合は、必要に応じて責任者の呼び出し、連続した指導・監査などの措置を講じ改善の徹底を図る。また、苦情・通報、事故報告等により、著しい運営基準違反及び給付費の不正請求等が疑われる場合は、迅速な特別指導監査及び監査を実施するなど機動的に対応する。

２　重点事項

（１）社会福祉法人

重点事項	着眼点
理事会等運営	決議にあたり、特別の利害関係を有する役員等の存否を確認しているか。
役員等改選	各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行っているか。
会計管理	契約の手続き（例：随意契約）が経理規程に則り適正に行われているか。

（２）社会福祉施設・サービス事業所

重点事項	着眼点
事故防止・安全計画等	研修実施、委員会開催など事故防止に最善の注意を払うとともに、事故が発生した場合の体制を整備し、原因分析や再発防止策の検討を行っているか。関係機関に速やかに事故報告を行っているか。安全計画に基づく対応を行っているか。
虐待防止・身体拘束廃止	研修実施、委員会開催など虐待防止・身体拘束廃止に向けた具体的かつ効果的な取組を行っているか。利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めているか。
非常災害対策	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の徹底を図るため、地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を行っているか。
感染症対策	感染症の予防、まん延防止策を適切に行っているか。
業務管理体制整備	新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届を適正な機関に遅滞なく行っているか。

３　一般指導監査・指導（定期実地指導）　対象・実施時期

令和５年６月～令和６年３月に、次の事業者を対象に一般指導監査及び指導（実地指導）を実施する。

（令和５年４月末日時点）

種別		総数	対象数	実施周期（原則）
社会福祉法人		２０	７	３年に１回
社会福祉施設・サービス事業所	老人福祉施設 介護保険サービス	６１６	１４７	３～６年に１回
	障害者支援施設 障害福祉サービス	３７６	１３３	３年に１回
	児童福祉施設 保育サービス	１９３	１０３	１～６年に１回

以上

2

実地指導の流れ

越谷市

事業者

日程調整	・実地指導の概ね１か月前までに日程調整のための電話連絡をします。 ・原則として午前又は午後の半日単位で実施します（規模等により異なる）。
実施通知	・事業所（管理者宛）に実施通知を送付。 ・実施通知の中に「事前提出資料」及び「当日準備資料」が記載してあります。
準　備	・自主点検表は、越谷市公式ホームページに掲載している様式で作成。 ・自主点検表及び事前提出資料は２セット作成し、１部は事業所保管分、１部は市に提出。 ・「当日準備資料」は、必要に応じて当日、確認する資料ですので、当日に求められたらすぐに取り出せるように整理しておいてください。
事前提出	・自主点検表を含む事前提出資料を実地指導の約２週間前（通知の中に指定のあった日）に提出してください。
実地指導当日対応	・当日は原則として市職員２～３人で伺います（規模等により異なる）。 ・当日の対応者は、管理者又はサービス管理責任者など、人員体制や運営全般、サービス提供、報酬請求について御説明いただける方（１人以上）としてください。 ・必要に応じて他の従業者、場合によっては利用者から聞き取ることもあります。 ・当日の指導内容については、確実に記録し、改善に取り組んでください。 ・後日、市から問い合わせ、確認、口頭指導等がある場合もあります。
結果通知	・実地指導の結果は、指導事項の有無にかかわらず、翌月又は翌々月に送付します。
改善報告	・通知に記載された指導事項については、通知に記載してある報告期限（１～２か月後）までに、改善状況をまとめ、改善報告書を提出します。 ・通知の指導事項の改善が報告書で確認できたら、実地指導は完了となります。

令和５年度に変更・義務化される項目について

１　新型コロナウイルス感染症の５類移行後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について、これまで示されていた臨時的な取扱い等が変更された。

越谷市においては、従来の取扱い等による経過措置期間を、令和５年５月３１日まで設け、令和５年６月１日から変更後の取扱い等による運用を開始することとする。

２　サービス管理責任者等研修制度の取扱い等の変更（案）について

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な「２年以上」の実務経験期間について、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「６月以上」の期間で受講を可能とするもの（令和５年６月改正予定）。

３　越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について（指定障害児通所支援事業所のみ）

（１）児童の安全確保のための計画策定等の義務化

・施設利用児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画策定
・策定した安全計画の関係職員への周知、研修・訓練の定期的な実施
・策定した安全計画の保護者等に対する周知
・策定した安全計画の定期的な見直し、必要に応じた変更

（２）自動車運行時における園児の所在確認等の義務化

・児童の送迎や園外活動等のための自動車を運行する場合、児童の乗降車の際の、点呼等の方法による所在確認
・送迎用の車両にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いた降車時の所在確認

※（１）及び（２）のうち、装置を用いた降車時の所在確認については、令和５年度末まで努力義務とする経過措置あり

事　務　連　絡
令和５年４月 28 日

各 (都道府県 / 指定都市 / 中 核 市) 障害保健福祉主管部（局）　御中
児童福祉主管部（局）　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年２月 17 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。）

② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和２年２月 20 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。）

③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るＱ＆Ａについて（令和３年９月 22 日版）」（令和３年９月 22 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「障害児通所支援に係るＱ＆Ａ事務連絡」という。）

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位

置づけの変更（令和５年５月８日以降）に伴い、上記①～③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和５年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

別紙

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
1	ワクチン接種関係	当面の間継続	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第12報）～令和3年7月2日付け事務連絡（第15報）】	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 （取扱いの変更なし）
2	共通	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能） 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問6】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能） ※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限る。
3	共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
4	共通	一定の要件のもと当面の間継続	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問12、25、26、27】	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能
5	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問8】	臨時的な取扱いの終了
6	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問8】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
7	訪問系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者（ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。）であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問9、13】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合については、<u>他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者</u>であれば従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。
8	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30 分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたときは、実際に要した時間の単位数を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問10】	臨時的な取扱いの終了
9	訪問系サービス	当面の間継続	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問11】	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。 （取扱いの変更なし）

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
10	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問14】	臨時的な取扱いの終了
11	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問15】	臨時的な取扱いの終了
12	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問16】	臨時的な取扱いの終了
13	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問7】	臨時的な取扱いの終了
14	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問17】	臨時的な取扱いの終了
15	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	賃金の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年2月20日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡（第1報）】	臨時的な取扱いの終了
16	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	都道府県等が認める場合には、経営改善計画の策定の猶予等が可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡（第2報）】	臨時的な取扱いの終了
17	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡（第2報）】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
18	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能 【令和2年3月9日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡（第3報）記1、令和3年4月23日付事務連絡（第9報）記（2）】	臨時的な取扱いの終了
19	入所系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）　問18】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は<u>又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合において</u>、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能
20	入所系サービス	当面の間継続	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 【令和3年2月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第9報）　問1～問4】	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 （取扱いの変更なし）
21	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算（Ⅱ）の算定が可能 他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）　問19】	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が<u>、当該事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合、</u>グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算（Ⅱ）の算定が可能 <u>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定</u> <u>・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合</u> <u>・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合</u>
22	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）　問20】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、<u>自宅への訪問による必要な支援を継続している場合</u>、基本報酬や関連する加算について算定が可能
23	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※　上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）　問21】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合<u>又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合において、</u>緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※　上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様
24	相談支援	臨時的な取扱いの終了	新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）　問23、24】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
25	相談支援	臨時的な取扱いの終了	サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問28】	臨時的な取扱いの終了
26	地域移行支援	臨時的な取扱いの終了	地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問22】	臨時的な取扱いの終了
27	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能（分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能） 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡　Q20】	臨時的な取扱いの終了
28	障害児サービス	一定の要件のもと当面の間継続	放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡　Q8、Q9】	放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
29	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	家庭連携加算については、電話等による実施が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡　Q4】	臨時的な取扱いの終了
30	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算（延長支援加算等）について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡　Q19】	臨時的な取扱いの終了
31	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡　Q5】	臨時的な取扱いの終了
32	移動支援事業	臨時的な取扱いの終了	移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能 【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）	臨時的な取扱いの終了

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)**については、基礎研修修了後「２年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に**「６月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件Ⓑ（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験Ⓐ(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

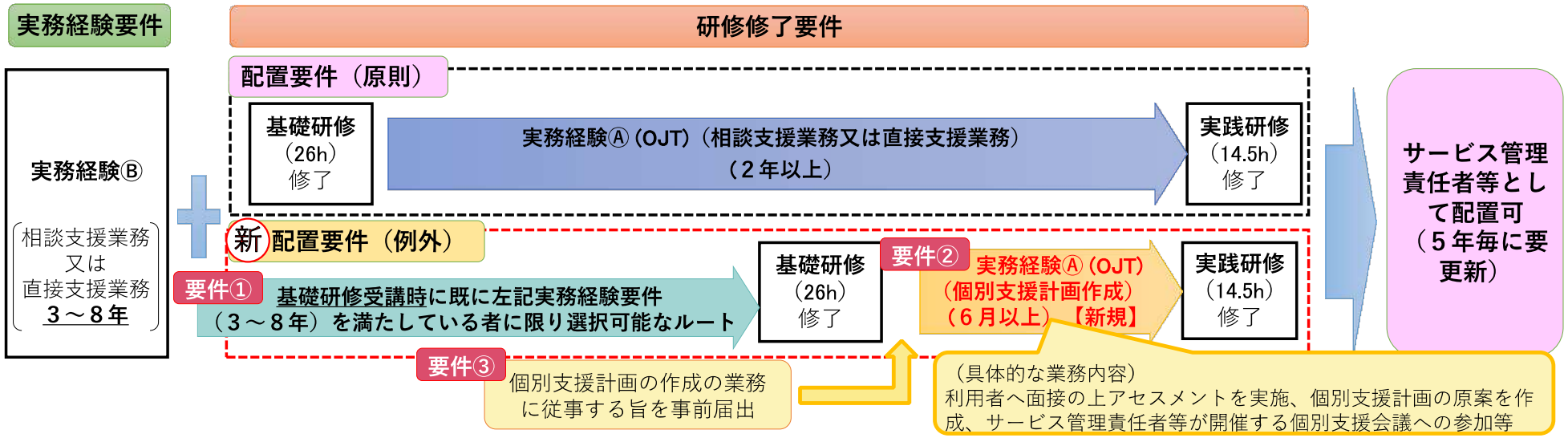

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

②やむを得ない事由による措置ついて

- **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から１年間、実務経験（３～８年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**２年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※）　「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしている。（現行と同じ）

② サービス管理責任者等が**欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。

③ サービス管理責任者等が**欠如する以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

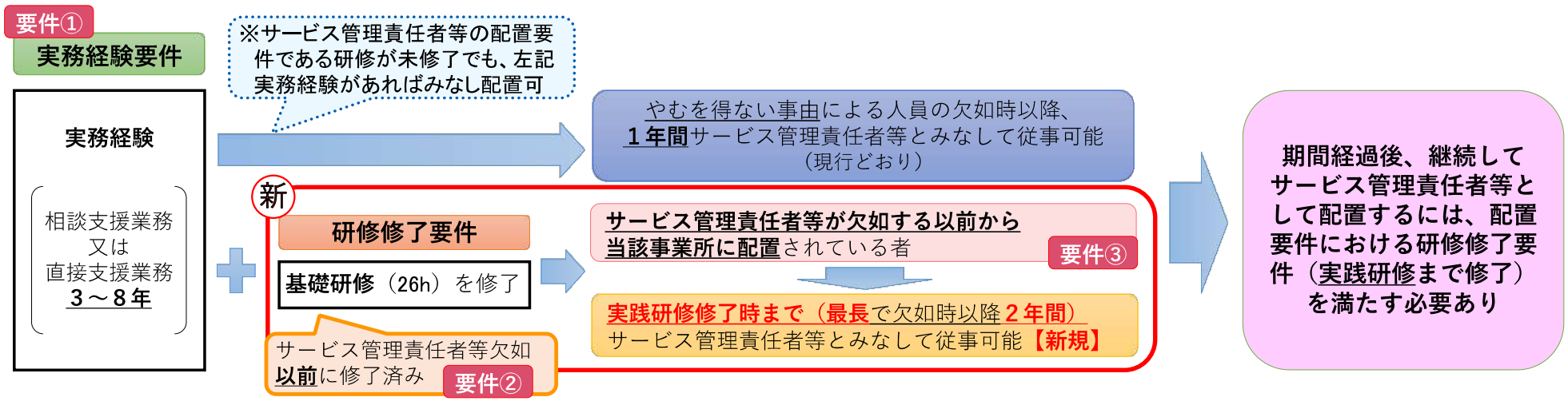

別添資料

越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令等）の一部改正に伴い、省令等を参酌等し、関係条例（乳幼児・障がい児等を対象とした施設・サービス関係の基準に係る条例）について同様の改正を行います。

なお、改正点が施設等の種類により異なりますので、ご注意ください。

«施行»①～⑤：令和５年４月１日　　⑥：公布の日（令和５年３月２２日）

«改正点総括表»

No.	種類	一部を改正する条例	改正点					
			安全対策等			人員配置基準等		民法改正
			①	②	③	④	⑤	⑥
			安全計画策定等義務	自動車運行時の所在確認等義務	業務継続計画策定等義務	インクルーシブ保育	看護師等配置特例緩和	懲戒権削除
Ⅰ	**保育所**	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○	条例施行規則の改正で規定	○
Ⅱ	**指定通所支援**	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	○ ※１	○	規定あり ※２	○	―	○
Ⅲ	**特定教育・保育施設等**	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	―	―	―	―	―	○
Ⅳ	**幼保連携型認定こども園**	越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	学校保健安全法に規定あり	法施行規則の改正で新たに規定	○	○	○	○
Ⅴ	**家庭的保育事業等**	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○ ※３	○	―	○

※１　安全計画の策定等は、Ｒ６年度末まで努力義務（経過措置を設ける。）

※２　業務継続計画の策定等は、R5 年度末まで努力義務（現在経過措置期間中）

※３　衛生管理に係る研修・訓練の実施義務のみ規定（業務継続計画の策定等は不要）

【改正内容】

≪安全対策等に係る改正≫

①　児童の安全確保のための計画策定等の義務化　（Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ）

＜改正内容＞

〇各児童福祉施設等において安全計画を策定すること等を義務付ける規定を新設するもの

・施設利用児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定する義務

・策定した安全計画を関係職員に周知するとともに、研修・訓練を定期的に実施する義務

・策定した安全計画を保護者等に対し周知する義務

・策定した安全計画を定期的に見直し、必要に応じて変更すること

対象：保育所、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、家庭的保育事業等

安全計画：幼児等への安全教育、防災訓練、施設設備の安全点検等の実施時期や内容を総合的にまとめた計画

＜施行日＞　令和５年４月１日

＜規定＞

No.	種類	一部を改正する条例	改正前	改正後
Ⅰ	**保育所**	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	【努力義務】 入所者の安全確保のために、事故防止や防犯に関する措置を講ずる義務	上記改正内容のとおり
Ⅱ	**指定通所支援**	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	【努力義務】 障害児の安全確保のために、事故防止や防犯に関する措置を講ずる義務	上記改正内容のとおり ※Ｒ６年度末まで努力義務とする経過措置を設ける。
Ⅴ	**家庭的保育事業等**	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	【努力義務】 入所者の安全確保のために、事故防止や防犯に関する措置を講ずる義務	上記改正内容のとおり

※詳細については、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（事務連絡　令和４年 12 月 15 日付け　厚生労働省子ども家庭局保育課通知）をご参照ください。

②　自動車運行時における園児の所在確認等の義務化　（Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ）

＜改正内容＞

⑴　自動車を運行する場合における園児の所在確認

園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認する義務を課すもの

対象：保育所、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、家庭的保育事業等
※幼保連携型認定こども園については、法施行規則に義務規定が設けられます。

⑵　送迎用自動車への安全装置の装備

送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の⑴の所在確認をする義務を課すもの

対象：保育所、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、家庭的保育事業等
※幼保連携型認定こども園については、法施行規則に義務規定が設けられます。

＜施行日＞　令和５年４月１日

＜経過措置＞

⑵の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和６年３月３１日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととします。

＜規定＞

No.	種類	一部を改正する条例	⑴自動車を運行する場合における園児の所在確認		⑵送迎用自動車への安全装置の装備	
			改正前	改正後	改正前	改正後
Ⅰ	保育所	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	規定なし	上記改正内容⑴のとおり	規定なし	上記改正内容⑵のとおり
Ⅱ	指定通所支援	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例				
Ⅴ	家庭的保育事業等	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例				

※Ⅰ・Ⅱ・Ⅴの施設に係る詳細については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（子発1228第１号、障発1228第４号　令和４年１２月２８日付け　厚生労働省子ども家庭局長等通知）をご参照ください。

※幼保連携型認定こども園に係る詳細については、「「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等の一部改正について（通知）」（府子本第1107号、４文科初第1843号、子発1228第２号　令和４年１２月２８日付け　内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）をご参照ください。

③　業務継続計画策定等の努力義務化　（Ⅰ・Ⅳ・Ⅴ）

＜改正内容＞

⑴　業務継続計画策定等

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行えるよう、また、早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する努力義務を課すもの

・策定した業務継続計画を関係職員に周知するとともに、研修・訓練を定期的に実施する努力義務を課すもの

・策定した業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更すること

対象：保育所、幼保連携型認定こども園

※指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）については、経過措置として令和６年３月３１日まで努力義務

業務継続計画：感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施し、非常体制における早期の業務再開を図るための計画

⑵　衛生管理等

感染症・食中毒の予防、まん延防止のための研修・訓練を定期的に実施する努力義務を課すもの

対象：保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等

※指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）については、経過措置として令和６年３月３１日まで努力義務

＜施行日＞　令和５年４月１日

＜規定＞

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">一部を改正する条例</th><th colspan="2">⑴業務継続計画策定等</th><th colspan="2">⑵衛生管理等</th></tr>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>保育所</td><td>越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td><td rowspan="3">規定なし</td><td rowspan="2">上記
改正内容⑴
のとおり</td><td rowspan="3">【努力義務】
感染症や食中毒の予防、まん延防止のために必要な措置を講ずる義務
（講ずるべき措置の内容は具体的に規定されていない。）</td><td rowspan="3">上記
改正内容⑵
のとおり</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>幼保連携型認定こども園</td><td>越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>家庭的保育事業等</td><td>越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</td><td>―</td></tr>
</table>

※Ⅰ・Ⅴの施設に係る詳細については、「児童福祉施設等における業務継続計画等について」（事務連絡　令和４年１２月２３日付け　厚生労働省子ども家庭局総務課等通知）をご参照ください。

※Ⅳの施設に係る詳細については、「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（通知）」（府子本第90号、４文科初第2134号、子発0209第２号　令和５年２月９日付け　内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）をご参照ください。

≪人員配置基準等の改正≫

④　インクルーシブ保育　（Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ）

＜改正内容＞

⑴　他の社会福祉施設（児童発達支援事業所等）を併設する保育所等は、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとするもの

対象：保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等

⑵　児童発達支援事業所等の障害児と保育所等の児童を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援従事者はこれら児童への支援も併せて行うことができるとするもの

対象：指定通所支援（児童発達支援）
※放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は対象外

インクルーシブ保育：障がいの有無に関わらず、全ての子どもが一緒に保育を受け、その環境や関わりにおいて、子どもを分け隔てなく包み込む（include）状態での保育

＜施行日＞　令和５年４月１日

＜規定＞

No.	種類	一部を改正する条例	改正前	改正後
Ⅰ	**保育所**	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室等の特有設備と保育士については不可	上記改正内容⑴のとおり
Ⅱ	**指定通所支援**	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	指導訓練室等の設備は、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。※職員は不可	上記改正内容⑵のとおり
Ⅳ	**幼保連携型認定こども園**	越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	他の学校又は社会福祉施設を併せて設置するときは、当該施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室等の特有設備と保育士については不可	上記改正内容⑴のとおり
Ⅴ	**家庭的保育事業等**	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	Ⅰと同様	

※Ⅰ・Ⅱ・Ⅴの施設に係る詳細については、「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」（事務連絡　令和４年１２月２６日付け　厚生労働省子ども家庭局保育課等通知）をご参照ください。

※Ⅳの施設に係る詳細については、「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（通知）」（府子本第90号、４文科初第2134号、子発0209第２号　令和５年２月９日付け　内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）をご参照ください。

⑤　看護師等の配置特例の緩和　（Ⅳ）

＜改正内容＞

○認定こども園の看護師等の配置特例については、国からの通知を受け、従来から本市が定める認可・確認基準（市長決裁）に規定しているが、今般、当分の間、一定の保育の質を担保する場合には乳児の在籍人数にかかわらず、看護師等を保育教諭等とみなせる旨を新たに条例に規定するもの

対象：幼保連携型認定こども園
※保育所については、条例施行規則に同様に規定します。

【改正前】		【改正後】
幼保連携型認定こども園及び保育所で働く看護師等★は、１人に限り、保育士としてみなすことができるが、０歳児の在籍人数が４人以上の場合に限定 ★保健師、看護師又は准看護師	⇒	保育士と同一の場所で合同保育する、研修を受講するなど一定の要件を満たす場合には、０歳児の在籍人数を問わない。 ⇒０歳児が３人以下の場合でも看護師等は保育教諭等※とみなせるもの ※保育所の場合は保育士

○看護師等の配置特例による“みなし保育教諭等※”の数は、各時間帯において必要となる配置員数の３分の１未満とする。
⇒保育教諭等※の配置は、各時間帯において必要となる配置員数の３分の２以上とする。

＜施行日＞　令和５年４月１日

＜運用に当たっての留意事項＞

①　保育士と合同で保育を行うことについて

在籍乳児数が３名以下の認定こども園等で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。

②　保育に係る一定の知識や経験を有することについて

保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等での勤務経験が概ね３年に満たない看護師等が、在籍乳児数が３名以下の認定こども園等で保育を行う場合、子育て支援員研修等を必須とすること。

※Ⅳの施設に係る詳細については、「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（通知）」（府子本第90号、４文科初第2134号、子発0209第２号　令和５年２月９日付け　内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）をご参照ください。
※保育所に係る詳細については、「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」（事務連絡　令和４年１１月３０日付け　厚生労働省子ども家庭局保育課通知）をご参照ください。

≪民法改正に係る省令の改正≫

⑥　懲戒権に係る規定の削除　（Ⅰ～Ⅴ）

＜改正内容＞

○「懲戒に係る権限の濫用禁止」の規定を削除するもの

対象：保育所、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、特定教育・保育施設等、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等

＜施行日＞　公布の日

＜規定＞

No.	種類	一部を改正する条例	改正前	改正後
Ⅰ	**保育所**	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	親権代行に関する懲戒について、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限の濫用を禁止	上記改正内容のとおり
Ⅱ	**指定通所支援**	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例		
Ⅲ	**特定教育・保育施設等**	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		
Ⅳ	**幼保連携型認定こども園**	越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例		
Ⅴ	**家庭的保育事業等**	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例		

※詳細については、「「民法等の一部を改正する法律」の施行及び体罰等によらない子育ての推進について（通知）」（子発1216第２号　令和４年１２月１６日付け　厚生労働省子ども家庭局長通知）をご参照ください。

障害者差別・虐待防止について

○障害者差別解消法について

障害者差別解消法は、平成２８年４月１日から施行され、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的とし、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するものとなります。また、「合理的配慮の提供」とは、行政機関や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものとなります。

また、同法は令和３年に、事業者による「合理的配慮の提供」について、現行の努力義務から義務へと改めるなどの改正が行われ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされていましたが、令和６年４月１日から施行されることとなりました。

○障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法は、平成２４年１０月１日に施行され、障害者に対する虐待の禁止等を定めることにより、障害者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

法で定義されている「障害者虐待」とは、擁護者、障害者福祉施設従業者等、使用者による虐待をいい、その類型は、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の５つに分類され、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市に通報することが義務付けられています。

また、埼玉県では児童、高齢者、障害者の虐待を一元的に規定した埼玉県虐待禁止条例を平成 30 年 4 月 1 日から施行しており、経済的虐待を児童虐待にも適用するなどの法律の範囲を超えた規定や、通報を行いやすい環境整備として 24 時間 365 日受付、対応する「埼玉県虐待通報ダイヤル」（＃７１７１）を開設する等の取り組みが進められています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成２５年法律第６５号>）の概要

障害者基本法
第４条

基本原則
差別の禁止

第１項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

Ⅰ．差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事 業 者
→ 法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等 → 法的義務
事 業 者 → 努力義務

具体的な対応

（１）政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

（２）
- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
- 事 業 者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保
- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

Ⅱ．差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決
- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動
- 普及・啓発活動の実施

情報収集等
- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要
（令和3年法律第56号）

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1．国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2．事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3．障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

（1） 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

（2） 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

（3） 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮**（**合理的配慮**）を行うことを求めている。

（※障害者差別解消法（改正法施行前）では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。）

段差がある場合に、スロープなどで補助する

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年２月24日閣議決定）に基づき作成

政令第六十号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

家族や施設の職員、
会社の人など、
あなたのことを
守ってくれるはずの人が、
ひどいことを **してきたら**、
それは **虐待かも**しれません。

虐待されていませんか?
見たことありませんか?

「いやだな」「やめてほしいな」と
思うことを**されたら**
「やめて」と **言っていい**のです。

あなたのことを
虐待から 守るための
決まり(法律)も あります。
その法律を、
障害者虐待防止法と いいます。

わかりやすい版

虐待されたら
"やめて"と言おう

障害者虐待防止法は あなたを守ります

(法律の正式な名前は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

これは、虐待です。

心理的虐待

【このほかにも】
他の人の前で ばかにされる
仲間はずれに される
「おやつ抜き」などの 罰がある
など

経済的虐待

【このほかにも】
給料から 知らないお金が 引かれている
自分の携帯電話を 他人が使っている
自分の通帳を 見せてもらえない
など

性的虐待

性的虐待

【このほかにも】
体をさわられる
裸の写真や アダルトビデオなどを 見せられる
無理やり キスやセックスを させられる
など

身体的虐待

身体的虐待

身体的虐待

【このほかにも】
手や足を しばられる
苦しい姿勢を させられる
タバコの火などを 押しつけられる
など

ネグレクト

ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに 無視される
トイレに 行かせてもらえない
病気なのに 病院に連れていってもらえない
など

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。

虐待をされたら、どうする?

1.「いやだ」「やめて」と言う

虐待をされたら、
まずは「いやだ」「やめて」と
言ってください。
がまんしなくて いいのです。

あなた以外の人が
虐待されていたら、
すぐに
役所か 身近な人に
言いましょう。

2. 役所に連絡する

役所には 誰かといっしょに 行ったり、
代わりに連絡してもらっても かまいません。
どうしたらいいか わからないときは、
身近な人に 相談しましょう。

ここに 連絡してください

あなたが連絡したことは 秘密にされます。

電話やメール、
ファクス、手紙で
連絡することも
できます。

3. 連絡した後はどうなる?

誰がどのような虐待をしたのか、
役所の職員が 確認します。
虐待した人や
虐待が起きた施設・会社などは
注意されます。

虐待をした人が
警察に
逮捕されることも
あります。

このパンフレットは、平成27年度障害者総合福祉推進事業費補助金により 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会が作成したものです。

変更届等の届出に関する留意事項について

○変更届出書について

・指定申請時に届け出た内容に変更が生じた場合には、変更が生じた日から１０日以内に、変更届出書をご提出ください。

・内容によっては、事前相談が必要となるものがあります。

・様式・必要書類については市ホームページに掲載しています。市指定の様式により、添付書類に不足のないようご確認ください。

《注意》

●事業所・施設所在地の変更／利用定員の変更

事前相談が必要です。変更に伴い、平面図等が変更となる場合には、現地確認も行いますので、他法令の確認を行った上で協議にお越しください。

●事業所名称の変更

事前に変更届を提出する必要があります。

●連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス）の変更

忘れずに変更届をご提出ください。特に市からの連絡事項や情報提供はメールで行います。迷惑メールに振り分けられないよう、受信メール設定もあわせてご確認ください。

●利用者から徴収する費用等の変更

必ず運営規程にも記載し、越谷市にも変更届を提出してください。また、運営規程と重要事項説明書の内容が異なることがないよう、ご注意ください。

●申請法人の変更

合併や事業譲渡などにより、申請法人に変更が生じる場合は、法人格に継続性が認められない限り、変更届ではなく、既存事業所の廃止届及び変更後の法人による新規の指定申請が必要となります。必ず事前にご相談ください。

※変更内容によっては事前相談をしていない場合、変更が認められない場合があります。
また、事後報告の場合、報酬の返還等が生じる可能性がありますのでご注意ください。

○体制届（給付費等算定に係る体制等に関する届出）について

（１）届出に係る加算の算定開始時期について

・加算される単位数が増加する場合、毎月１５日までに届出書をご提出ください。（必着）
　１５日までに提出された分については、翌月のサービス提供分から加算されます。
・１６日以降に提出された分については、翌々月のサービス提供分から加算されます。必ず余裕を持ってご提出ください。

（２）加算が算定されなくなる場合の届出の取扱いについて

・加算が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかに届出書を提出ください。なお、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできなくなります。
・職員の退職や異動があった場合は、必ず勤務体制表を見直してください。人員配置基準を満たすよう配置し、併せて加算要件を満たすかを必ず確認してください。

《注意》
※加算が算定されなくなった事実が発生した場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた給付費等は返還措置の対象となります。悪質な場合には行政処分等をもって対処します。

○廃止・休止・再開届出書について

・事業を廃止・休止・再開する場合には、**事前にご相談の上、**届出書をご提出ください。
・廃止・休止の場合は、廃止・休止する日の１ヶ月前までに届出書を提出してください。
・再開については再開日から１０日以内に届出書を提出してください。

《注意》
※事業所の廃止・休止する場合は、現在サービスを受けている方に対して、適切な措置（他の事業所の紹介や連絡調整など）を行ってください。

○更新申請について

・指定の有効期間は６年間と定められており、有効期間の満了に伴い、更新手続きが必要となります。早めにご準備いただき、指定更新申請書をご提出ください。
・更新の手続きに合わせて指定の内容（人員、設備、運営等）について変更を考えている場合には、早めにご相談ください。

事故報告について

サービスの提供中に想定される事故は様々ですが、平常時の備えが発生時の迅速な対応につながります。日頃より職員の意識向上や環境整備に取り組み、利用者が安心してサービスの提供が受けられるよう、事故の防止に努めてください。

万が一、事故が発生した場合には、①利用者の安全確保を最優先とし、②保護者等への丁寧な説明、③障害福祉課・子ども施策推進課（その他関係機関を含む）に速やかに報告をお願いいたします。

〇対象となる事故等

・利用者や職員等の生命・身体・財産に被害が生じた事件や事故。利用者に対する虐待、利用者の行方不明。
・感染症・食中毒等による利用者や職員等の健康被害。
・自然災害（地震・台風）や火災などによる施設等の被害。
・個人情報の漏えい、盗難等の犯罪被害。

〇報告書と提出先

【報告の時期】

第１報：危機が発生した場合は、参考様式１「事故報告書（速報）」により速やかに（原則として当日中に）報告します。なお、特に重大な緊急を要する危機が発生した場合は、電話連絡をします。

続　報：第１報後の状況の変化（危機の拡大、トラブルの発生など）について、参考様式２「事故報告書」により、必要に応じて報告します。

最終報：事故発生から再発防止策までの状況について、参考様式３「再発防止策報告書」により、報告書を作成し、提出します。

※自然災害による被害は、参考様式４「自然災害による被害報告書」の提出。

【提出先】電子メールで提出してください。

① 障 害 福 祉 課　shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp
② 子ども施策推進課　kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp

参考様式１

事　故　報　告　書　（　速　報　）

（あて先）

越谷市〇〇〇〇課長

施設所在地
施 設 種 別
施　設　名
管　理　者
担　当　者

事故者氏名	（手帳　　）
年齢・性別等	年　　月　　日生　　歳（男・女）（障害支援区分　　）
事故発生日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分頃
事故発生場所	
事故の種別	
事故の概要	１　概要 ２　施設（事業所）の対応 ３　その他
参考事項	

※指定サービス事業所は、施設を事業所に読み替える（参考様式２も同様）

参考様式２

事　故　報　告　書

（あて先）

越谷市〇〇〇〇課長

施設所在地
施　設　名
代　表　者
担　当　者

事故者氏名	（手帳　　）
年齢・性別等	年　　月　　日生　　歳（男・女）（障害支援区分　　）
事故発生日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分頃
事故発生場所	
事故の種別	
事故の概要	１　概要 ２　事故の原因 ３　施設の対応 ４　今後について
参考事項（事故に対する処置等）	

※　上記報告様式に加え、別紙により詳細内容を記載した資料〔事故の状況の詳細、事故原因、本人の普段の生活状況（病状等）、事故当時の施設・事業所の職員体制、事故発生場所の地図等〕を添付すること。

参考様式３

再　発　防　止　策　報　告　書

（あて先）

越谷市〇〇〇〇課長

施設所在地
施 設 種 別
施　設　名
管　理　者
担　当　者

事故者氏名	（手帳　　）
年齢・性別等	年　　月　　日生　　歳（男・女）（障害支援区分　　）
事故発生日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分頃
事故発生場所	
事故の種別	
再発防止策の概要	１　概要 ２　事故の原因 ３　施設の対応 ４　再発防止策
参考事項	

※　上記報告様式に加え、別紙により、参考資料「事故原因、事故当事者や家族等との話し合いの状況、再発防止策に係る職場研修や職員会議の状況、再発防止策の実施状況の確認できる資料等」を添付すること。

（参考様式４）自然災害よる被害報告書

台風〇〇号による被害報告

（あて先）

越谷市〇〇〇〇課長

所 在 地：

事業所名：

事業種別：

管 理 者：

人的被害	被害を受けた者	利用者　　人 ・ 職員　　人
	・被害の程度 ・被害への対応 ・施設運営への影響の有無	
建物・設備等の物的被害	被害箇所	
	・被害の程度 ・被害への対応 ・施設運営への影響の有無	
ライフラインの途絶	・ライフライン名称 ・復旧見込 ・対応状況 ・施設運営への影響の有無	
避難の有無	無 ・ 有（〇〇人）	避難場所（　　）

報告者氏名：

緊急連絡先：

越谷市の独自基準について

越谷市の基準条例は、基本的には埼玉県の基準条例に準じて整備していますが、利用者がより安心してサービスを利用することができる環境整備を図るため、以下の３つの独自基準を設けていますので、ご留意ください。

１　暴力団排除

【対象】　全サービス

【内容】　市が指定する各サービスの事業者は、原則、法人であることとしており、運営法人の役員等は暴力団員又は暴力団関係者であってはならない。

【理由】　障害福祉サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することの内容、暴力団員等を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備するため。

２　運営規程に「個人情報の取扱い」を規定

【対象】　全サービス

【内容】　「個人情報の取扱い」について、運営規程に定める項目に規定する。

【理由】　全事業所において取り扱っている利用者の個人情報について、管理を徹底する必要があるため。

※既に指定を受けている事業所においては、運営規程の変更が必要となるが、経過措置として、次回更新までの間に運営規程の変更をすることとする。

３　身体的拘束等を行うときの家族等への詳細な説明

【対象】　全サービス（就労定着支援・自立生活援助を除く）

【内容】　やむを得ない場合における身体的拘束等の実施にあたり、利用者や家族に対して、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

【理由】　「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省作成）では、やむを得ず身体的拘束等を行うときの手続きとして「本人・家族への十分な説明」が規定されているが、省令では身体的拘束等を実施した際の状況の記録のみを行う規定となっているため。

社会福祉施設等における火災予防対策について

１　社会福祉施設で発生した過去の火災

発生日	場所	用途	発生時刻	消防覚知	人的被害
H20.6.2	神奈川県綾瀬市	知的障害者施設	2:28 頃	2:33	死　者　3 名 負傷者　1 名
H20.11.13	宮城県仙台市	老人福祉施設	1:20 頃	1:24	負傷者 33 名
H20.12.26	福島県いわき市	小規模多機能施設	22:04 頃	22:09	死　者　2 名 負傷者　3 名
H21.3.19	群馬県渋川市	有料老人ホーム	22:45 頃	22:55	死　者 10 名 負傷者　1 名
H21.4.7	新潟県糸魚川市	ケアハウス	3:20 頃	3:23	死　者　1 名 負傷者　3 名
H22.3.13	北海道札幌市	認知症高齢者 グループホーム	不明	2:25	死　者　7 名 負傷者　2 名
H25.2.8	長崎県長崎市	認知症高齢者 グループホーム	不明	19:43	死　者　5 名 負傷者　7 名
H29.3.12	愛媛県北宇和郡	障害者支援施設	0:55 頃	1:05	死　者　3 名 負傷者　2 名

過去の事例では、人的被害の出ている火災の多くは、夜間に発生しています。夜間は職員の数が少なく、自力避難困難者が多い社会福祉施設等では、防火安全体制や避難体制が十分ではないため、被害が拡大しているケースが見られます。

平成２７年には消防法令が改正され、社会福祉施設等の種類や規模により、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準や、自動火災報知設備と火災通報装置の連動が義務化されました。

このように消防用設備の設置義務化に伴い機械的に火災発生を監視し、自動で消火を行うことになりましたが、避難については、人の力に頼らざるを得ない状況です。そのため、各事業所で防火安全体制を強化することが必要であり、昼夜を問わず、避難誘導を迅速にできるようにすることが重要です。

２　出火防止対策

根本的な火災予防は出火させないことです。昨年の越谷市における出火原因の上位は、こんろ、たばこ及び放火となっています。出火防止対策としては、次のようなことが挙げられます。

⑴　火気の管理

ア　こんろ上部及び周囲に可燃物を置かない。（ＩＨ（電磁調理器）でも同様）
（それぞれの製品に火災予防上安全な離隔距離が決められています。）

イ　ライター等の器具を管理する。

ウ　喫煙場所を指定し、吸い殻は水に浸してから捨てるなど適切に処理する。

⑵　電気機器の管理

ア　暖房器具等は可燃物から遠ざける。

イ　たこ足配線はせず、プラグ等は乾いた布等で定期的に清掃する。

ウ　電気コードは家具等の下敷きにならないようにし、コードに折れ、よじれ、傷が生じないように注意する。

エ　コンセントや電源タップに許容電流以上の器具を接続しない。

オ　電気機器等は日常的に点検し、異常を感じた機器等は使用しない。

⑶　放火防止対策

ア　建物の外周部に燃えやすいものを置かない。

イ　ゴミは決められた場所、日時に出す。

ウ　物置や車庫など、出入りの少ない場所は施錠する。

エ　外灯を取付けるなど、建物周囲を明るくする。

３　延焼拡大の抑制対策（火炎及び煙を抑える）

万が一出火してしまった際には延焼を拡大させないことが重要です。延焼を拡大させない対策としては次のことが挙げられます。

⑴　戸は、常時容易に開閉できるように管理し、くさび等での固定や閉鎖障害となるような物品を置かない。

⑵　居室等に不必要な可燃物を大量に保管しない。

⑶　壁や天井などの内装材を不燃材料等にする。

⑷　施設内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防炎性能を有する物品の使用が義務付けられています。そのため、防炎である旨の表示が付いた物品でないと防炎物品として認められません。

防炎規制の対象品（一部）
カーテン、じゅうたん等の敷物、のれん、目隠し布、装飾布、合成樹脂製のジョイントマットなど

⑸　使用する寝具類等は防炎製品を使用する。（推奨）

防炎製品ラベル

４　早期の発見及び初期消火

火災を早期に発見し、できる限り迅速かつ的確に初期消火を行うため、次の点に留意して施設の体制を整えましょう。

⑴　消防用設備の日常の点検（該当設備が設置されている場合）

ア　消火器は決まった位置に置かれており、容易に持ち出せる状態になっているか。また、消火器の標識が設置されているか。

イ　屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の補助散水栓の扉の前に操作の支障となる物品等はないか。また、ホースの延長に支障がないか。

ウ　スプリンクラー設備のヘッドの側方３０㎝、下方４５㎝の範囲に散水の妨げとなるものはないか。また、ヘッドの外形に異常はないか。

エ　スプリンクラー設備の制御弁室及び消火ポンプ室の位置は把握しているか。また、当該室が物置として利用されていないか。

オ　自動火災報知設備の感知器の周囲に感知の妨げになるものはないか。また、感知器が取り外されている等の異常はないか。

カ　自動火災報知設備の受信機に異常の表示は出ていないか。また、警戒区域一覧図が備えられているか。

⑵　職員の教育、体制

ア　職員全員に施設にある消火器や他の消防用設備の使用方法を把握させるため、訓練等を定期的に行う。

イ　火災を確認しに行くときは消火器を必ず持っていく。

ウ　火災を発見した場合は大声で火災であることを周囲に伝える。

エ　火が天井に達してしまうと消火器での初期消火は困難なので、他の消火設備に切り替えるか避難を優先する。

５　早期の通報

火災を発見したら、直ちに消防機関へ通報をしてください。万が一初期消火に失敗し、火災が拡大した場合は消防機関の消火活動、救助活動に頼らざるを得ません。通報が遅くなればなるほど火災は拡大し、消防車が到着したときには手遅れという事態にもなりかねません。通報に関しては次のことに留意しておきましょう。

⑴　消防機関へ通報する火災報知設備を有効に使用する。

（消防法令で規定する社会福祉施設等は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させる必要があります。）

⑵　人員が足りない場合に備えて、携帯電話等を準備し、火災の際には携行して現場確認を行う。

⑶　通報する内容（住所、建物名称、目標となる建物、電話番号など）は、訓練等を通じ覚えておくほか、電話機付近の見やすい箇所に掲げておく。

※　火災の通報があった場合は指令センターから次の内容を聞かれます。

「１１９番通報のかけ方」火災編

★１１９番通報をすると、指令センター職員が火災の出動に必要なことを順番に伺いますが、危険が迫っている場合は、速やかにその場から避難しましょう。
★屋外に避難した場合は、「火事だー」と大きな声で周囲に知らせ、状況に応じて自ら通報するか協力者に通報を頼みましょう。

「119番通報カードを、電話の近くに掲示してください。」

越谷市消防局です。
火事ですか？救急ですか？

「火事」です。

①　１１９番通報をしたら、まず「火事です」と伝えてください。

住所はどこですか？

〇〇町〇丁目〇〇番地、
〇〇事業所です。

②　消防車が向かう住所を伝える。
（建物名称や交差点などの目標地点も伝えてください。）

何が燃えていますか？

建物内の〇〇が燃えています。

③　どこから火が出ているかを伝えてください。

逃げ遅れた方はいますか？

いません。

④　逃げ遅れや怪我人がいる場合は、わかる範囲で伝えてください。

あなたの名前と連絡先を
教えてください。

私の名前は越谷〇〇です。
電話番号は〇〇〇です。

⑤　連絡可能な限り、あなたの名前と連絡先を伝えてください。危険が迫っている場合は、通報の途中でも、速やかにその場から避難してください。

※携帯電話で119番通報をすると、場所によっては、近隣消防に繋がる場合があります。
その場合には、近隣消防の指令センターから越谷市消防局に通報が転送されます。

１１９番通報カード

１　《火災・救急・救助》です。
２　住所は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。
３　氏名は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。
４　目標は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。
５　電話は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。

※火災は何が燃えているか、救急は急病・事故・ケガなど、落ちついて伝えましょう。

※ 市境で携帯電話から１１９番通報をしたときは、他市の消防本部につながることがありますが、正しい住所を通報すれば越谷市消防局に転送されます。
※ 越谷市消防局（代表）048-974-0101

６　避難管理

初期消火ができず、避難が必要な場合は直ちに利用者の方の避難誘導をしてください。社会福祉施設では、通常の避難よりも多くの時間が掛かります。次のことに留意して、日常の管理、職員の教育などの体制を整えましょう。

⑴　日常の管理

ア　搬送・歩行の障害となる段差等はないか。

イ　避難経路となる廊下や階段等に避難障害となるような物品はないか。

ウ　発見した障害等を職員で共有する。

⑵　職員の教育、体制

ア　第一優先は階段を使用しての避難であるが、いざという時に避難器具を有効に使用できるよう避難器具の設置位置、使用方法を把握しておく。

イ　車イス等を利用する利用者の周囲に、常時、車イス等を配置しておく。

ウ　火災時に近隣から駆け付ける協力者、従業員等を確保する。

エ　自力避難困難者は避難階の避難口付近など容易に避難できる場所に配置する。

オ　自力避難困難者の居室を職員全員が把握する。

カ　出火場所に近い者から避難誘導する。

キ　平常時に避難口を施錠する場合は、屋内側から鍵を使わずに解錠できる構造（サムターン錠等）又は自動火災報知設備と連動し解錠できる構造とする。

７　消防訓練

防火管理者の選任義務が生じる建物は、消防計画に基づいて消火及び避難の訓練を年２回以上、通報訓練を年１回以上実施する義務があります。なお、実施前に管轄の消防署へ指定の書類（自衛消防訓練通知書）で通知する必要があります。

また、防火管理者の選任義務がない建物は、消防法令における消防訓練の実施義務はありませんが、定期的に実施することを推奨します。

消防訓練は、施設ごとに応じた実効性のある内容を検討して下さい。少数職員による訓練、出火時間や出火箇所を変えての訓練など、実施して見えてきた課題を検討し、問題を解消して日頃の防火安全体制を構築していきましょう。

８　まとめ

防火管理は「自分のところは自分で守る」という自助努力が重要です。建物を使用する人たちが協力し合い、一丸となって火災の発生を防ぐとともに、いざというときに適切な行動がとれるように日頃から体制を整えましょう。

住宅用火災警報器の設置及び維持管理について

１　概要

住宅用火災警報器は、越谷市火災予防条例ですべての住宅に設置を義務付けています。火災から命を守るためにも、住宅用火災警報器を正しく設置し、適切に維持管理することが重要です。

本市消防局では、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理にかかる広報活動を継続して実施しているところですが、未だ設置されていない住宅も存在し、設置の義務化から１０年以上が経過したことにより機器本体の劣化や電池切れが報告されています。

このことから、住宅用火災警報器について広く周知を図り、住宅火災の被害を低減させることは、火災予防の重要な役割を担っています。

住宅用火災警報器の設置率（消防庁報告の推計普及率）

	越谷市	全国	埼玉県
該当年月	設置率(%)	設置率(%)	設置率(%)
平成３０年６月	８４．０	８１．６	７６．６
令和元年６月	８１．０	８２．３	７７．５
令和２年７月	８１．０	８２．６	７８．１
令和３年６月	８３．０	８３．１	７９．７
令和４年６月	８３．０	８４．０	７９．４

２　越谷市で発生した奏功事例

【事例１】

家人が入浴中に住宅用火災警報器が鳴動したため確認したところ、ストーブ付近から火が上がっているのを発見、すぐに濡れたタオルで消火することができた。

【事例２】

隣の家で住宅用火災警報器が鳴動していることに隣人が気付き、すぐに１１９番通報し、被害が最小限で済んだ。

【事例３】

家人が就寝中に住宅用火災警報器の鳴動音で目が覚め確認したところ、隣の部屋から煙が出ていたため、すぐに１１９番通報し、部屋の一部が燃えただけで済んだ。

3　住宅火災件数の推移

（住宅火災・・・専用住宅、共同住宅及び店舗併用住宅で発生した火災）

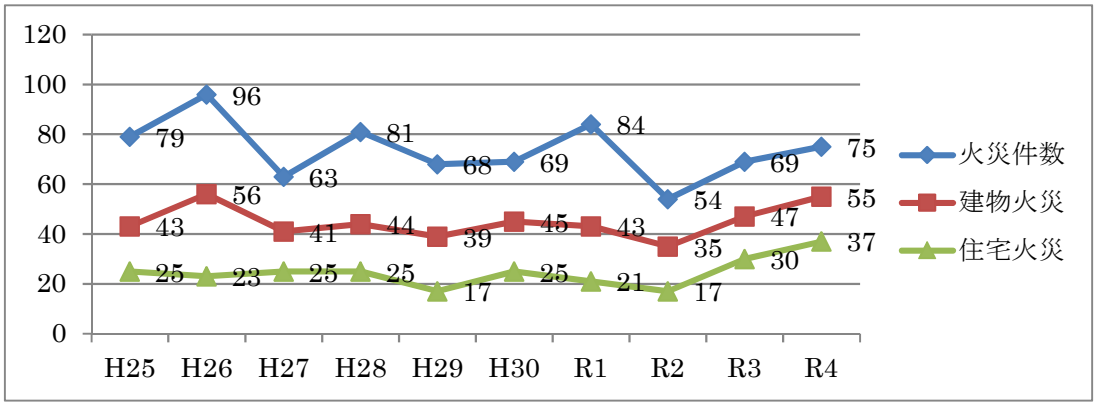

4　過去の住宅火災による死者数に係る住宅用火災警報器の設置状況

昨年は、高齢者の方が犠牲となる住宅火災が多く発生しました。火災に至る原因は様々ですが、すべてのお宅で住宅用火災警報器が設置されていない状況でした。

過去の住宅火災での死者数に係る住宅用火災警報器の設置状況

	住宅火災死者数				死者発生住宅火災件数	住警器設置件数（件）		逃げ遅れ死者の住警器設置件数		住宅火災高齢者死者数（65歳以上）
		逃げ遅れ	自損	不明		有	無	有	無	
平成25年（2013年）	2	2			1		1		1※	1
平成26年（2014年）	6	4	2		5	1	4	1	2※	3
平成27年（2015年）	3	2	1		3	1	2	1	1※	1
平成28年（2016年）	6	4		2	6	1	5		4	4
平成29年（2017年）	0				0					
平成30年（2018年）	1				1	1				
令和元年（2019年）	2	2			1		1		1※	2
令和2年（2020年）	0				0					
令和3年（2021年）	6	4	1	1	6		6		4	5
令和4年（2022年）	5	4		1	4	1	3	1	2※	3

※１件に対し、複数の死者あり

５　住宅用火災警報器の設置場所及び取り付ける際の注意点

【設置場所】

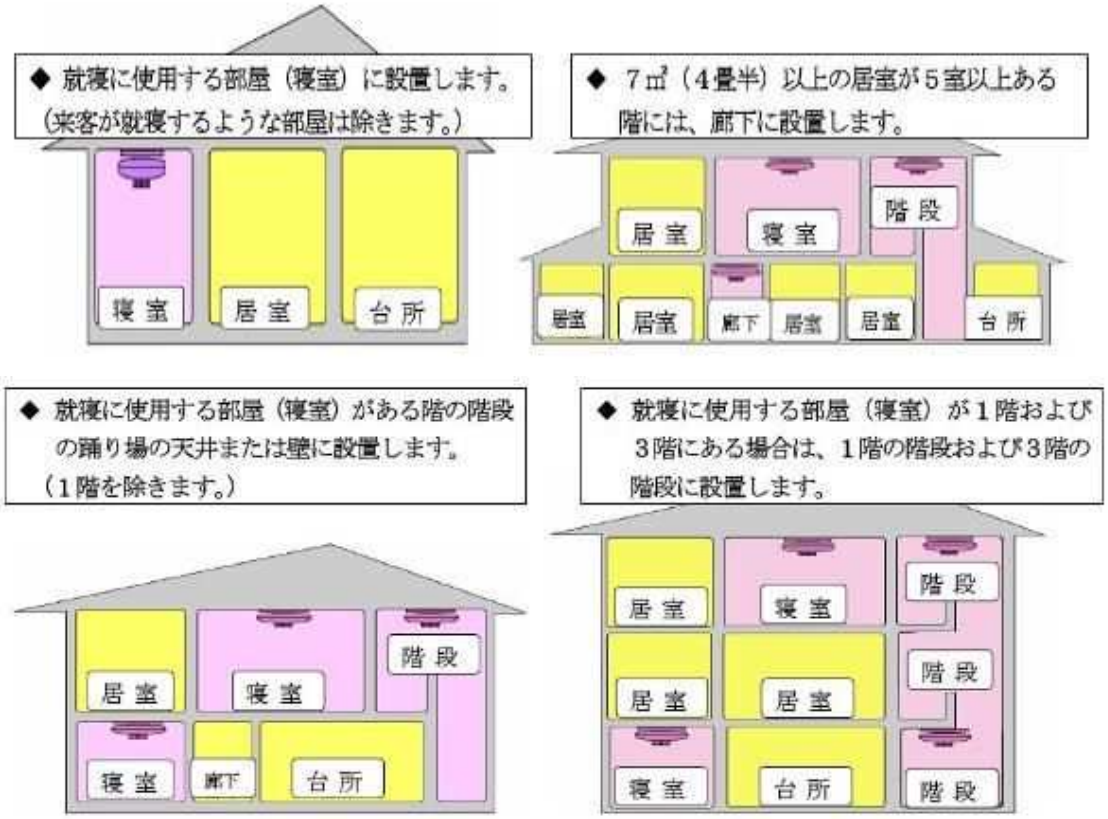

※台所には条例上設置義務はありませんが、台所にも設置することを推奨しています。

【取り付ける際の注意点】

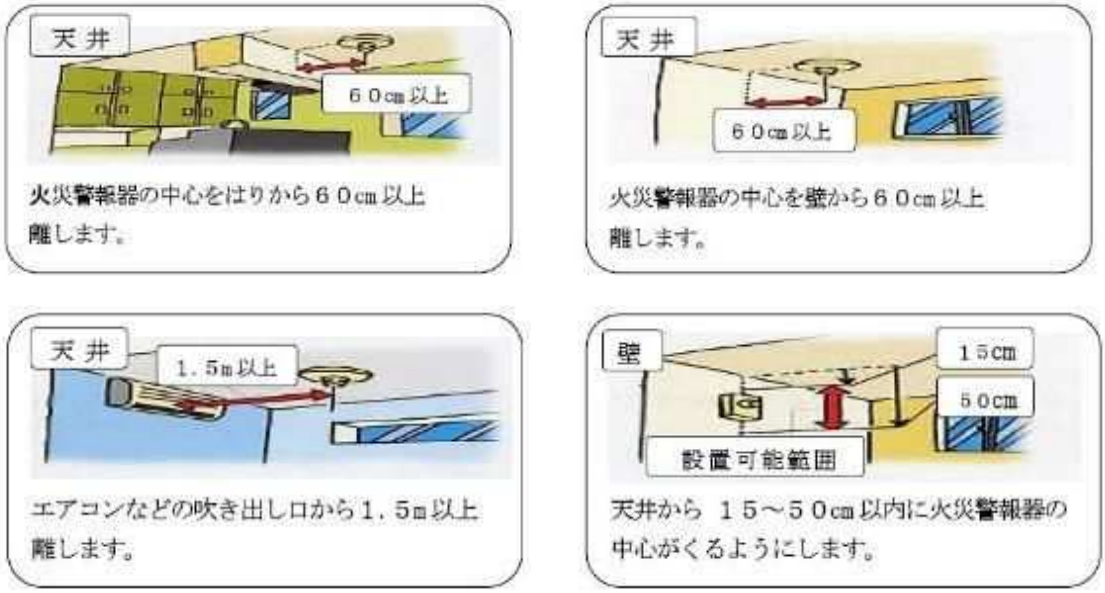

6　感知器の種類

感知器の種類は、煙感知器と熱感知器があり、越谷市火災予防条例において、設置義務が生じる場所には煙感知器を設置しなければなりませんが、自主的に台所に設置する場合には、熱感知器をお勧めします。また、振動と文字で火災を知らせるものや、光で知らせるものなど、さまざまな種類があります。更に、近年は住宅用火災警報器と連動して屋外に警報を発する装置等の機器もあります。

7　維持管理について

すでに住宅用火災警報器が設置されている住宅は、維持管理が重要です。電池が切れたときは、短い音が一定の間隔で鳴動するものや「電池切れです。」と音声で知らせるものなどがあります。

（別添）

住宅用火災警報器の維持管理について

・定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※１）に作動確認をしましょう。

→ 作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※２）警報器の本体又は電池を交換しましょう。

定期的な作動確認

・古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

→ 本体の故障か電池切れです。（※２）警報器本体を交換しましょう。

古くなったら交換

※1　住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。
　　警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
※2　故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。
　　なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

社会福祉施設等に関連する消防法の用途分類（消防法施行令別表第１を一部抜粋）

越谷市消防局

6項	イ	医療に関係する施設であるため、詳細は省略する。
	ロ	（1） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （2） 救護施設 （3） 乳児院 （4） 障害児入所施設 （5） 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児で当って、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）
	ハ	（1） 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （2） 更生施設 （3） 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （4） 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） （5） 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	二	幼稚園又は特別支援学校
15 項		前各項に該当しない事業場
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16項	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

※ 集団指導に関連しない事業の用途記載は省略しています。

【留意事項】

消防法令における用途の判定は建物で判断され、その結果に応じて規制が異なってきます。

また、1の建物で事業が複合する場合は、16項イまたは16項ロになりますが、管理権原や利用形態によっては主たる用途に従属され、複合用途とならない場合があります。

建物用途の例） 養護老人ホーム → 6項ロ⑴
障害者支援施設 → 6項ロ⑸
保育所 → 6項ハ⑶
事務所 → 15項
養護老人ホーム＋老人デイサービス → 6項ロ⑴＋6項ハ⑴＝16項イ
保育所＋共同住宅 → 6項ハ⑶＋5項ロ＝16項イ
事務所＋共同住宅 → 15項＋5項ロ＝16項ロ

社会福祉施設等での感染症発生時の対応と予防について

越谷市保健所　感染症保健対策課

○感染症対策は、危機管理対策の１つ

福祉施設は多くの人々が利用し、集団生活を営むことから、さまざまな感染症が持ち込まれやすく、施設内でも広がりやすいという側面を持ち合わせています。

対応を間違えると、「対応が遅い」「隠した」などというクレームにつながる恐れもあります。

日ごろからの「予防対策の実施」と「発生時の感染拡大防止対策」が重要になってきます。

○施設で感染症患者が発生すると

利用者の体調不良・・・従事者の業務量の増加

従事者の体調不良・・・感染源となり、利用者にうつす可能性あり
従事者の病休による残った従事者の業務量の増大

二次感染・・・自宅に持ち帰ってしまい、家族へうつす等、戻って新たな感染の元となってしまう

【感染症対策の基本】

感染が成立するためには、この３つの要素が必要です。

1　感染源（病原体の存在）
2　感染経路（うつるルート）
3　感受性のある人（人）

予防対策のポイントは、この３つの要素のどこかを断ち切ることで感染拡大は防止できます。

【基本的な対策】

スタンダード・プリコーション（標準予防策）

「全ての人が何らかの感染症を持っている」という考え方。全ての利用者の体液、血液、皮膚など感染の可能性があると考え対応することである。

具体的な対応時（例）	項目
・　感染の可能性のあるものに触れたとき ・　手袋を外したとき ・　他の患者に触れる前 ・　手の汚れがあったとき ・　配膳の前後	手洗い
・　感染の可能性のあるものに触れるとき ・　便、嘔吐の処理時	手袋
・　咳・痰の多い患者利用者の介護（保育）ケアを行うとき ・　職員に咳・くしゃみのあるとき	マスク
・　衣類が汚れそうなとき	ガウン

○ 手指衛生

基本となるもので、手洗いやアルコールによる消毒のことをいう。

	日常的手洗い	衛生的手洗い
方法	水洗い→石鹸での手洗い→すすぎ→乾燥	水洗い→石鹸での手洗い→すすぎ→乾燥→アルコールによる消毒
効果	眼に見える汚れがある場合	眼に見えない汚れの場合
場面	配膳の前後、トイレ等の見守り後など日常生活行為の前後に実施	感染症流行時に日常的手洗いと同様の場面で実施

○発生時の対応

入所者と職員の健康状況の確認
発生日時・発生場所を含む状況の確認
受診状況・診断名、検査実施状況
臨時感染症対策委員会の開催（対策の確認）

初動対応で、「感染拡大」、「感染終息」を左右する

○特に対策が必要な感染症

【入所者・職員に起こりうる感染症】

新型コロナウイルス感染症　・・・発熱・咳・咽頭痛
インフルエンザ・・・咳・鼻汁・唾液
結核・・・咳・痰
感染性胃腸炎・・・嘔吐・下痢
腸管出血性大腸菌感染症・・・下痢・発熱
疥癬・・・皮膚のかゆみ、角質（落屑）

【抵抗力の低い人が罹りやすい感染症】

MRSA 感染症・・・傷・膿・尿
緑膿菌感染症・・・傷・膿・尿
レジオネラ症・・・加湿器・浴室

など

【血液・体液を介する感染症】

B 型肝炎
C 型肝炎
HIV 感染症／AIDS

いつもと違う？　日常の観察が非常に大事

こんな時には、行政への報告が必要です
発生時には、直ちに相談してください。

○行政への報告

社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について
（平成 17 年 2 月 22 日）

一部抜粋

４．社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

５．４の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

※新型コロナウイルス感染症についても、他の感染症や食中毒が発生した場合と同様に、社会福祉施設等の主管部局への報告と、併せて保健所への報告をお願いいたします。

※基準に達するのを待たずに、早めにご相談ください。

感染症の発生時には、感染拡大防止と再発予防の観点から保健所の調査が入る場合もあります。

感染症情報をこまめに入手（公的機関のホームページなど）

その他提出様式など詳しい内容は下記をご参照ください。

感染症集団発生時の報告について（越谷市公式ホームページ）

２次元コードはこちら

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/hokenjo/kansensho/shisetsu_shudankansen.html

感染症に関する報告・相談窓口

越谷市保健所　感染症保健対策課　０４８－９７３－７５３１

食中毒等に関する報告・相談窓口

越谷市保健所　生活衛生課　０４８－９７３－７５３３

更新日：2022年2月21日　　ページ番号は8411です。

越谷市入退院支援ルールについて

Tweet

目 次

入退院支援ルールとは

医療・介護関係者のみなさまへ

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、市内の共通ルールとして、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、「越谷市入退院支援ルール」を作成しました。

入退院支援ルールとは

要介護・要支援者及び退院支援が必要な方が入院または退院するにあたって、病院等と在宅関係者が円滑に連携し、患者情報を共有するための**標準的なルール**のことです。

医療・介護関係者のみなさまへ

- 入退院支援に関わる職種が連携しやすいように**標準的なルール**となっています。
- このルールは、強制力を持つということはありません。利用者（患者）によって対応は異なりますので、その都度関係者間で調整をお願いします。
- ルールの運用後、定期的に状況の確認や評価を行い、必要に応じて関係者間で適宜見直しを行っていきます。
- 「通院・入院時あんしんセット」（越谷市入退院支援ルールP15）について、利用者（患者）とその家族への啓発をお願いします。

越谷市入退院支援ルール冊子

越谷市入退院支援ルール（PDF：3,247KB）

このページに関するお問い合わせ

保健医療部 地域医療課（東越谷十丁目31番地（保健センター2階））
電話：048-972-4777
ファクス：048-972-6244

※　補足説明

●冊子について

・このルールは冊子として作成し、令和４年３月より医療・介護関係者に配布をしております。

・越谷市ホームページにも掲載されておりますが、市民向けに加工をしているため、関係者の皆様には冊子を手に取っていただければと思います。

・冊子は、越谷市医療と介護の連携窓口（電話048-910-9140）で配布をしておりますので、ご連絡をお願いいたします。

更新日：2022年2月14日　　ページ番号は8412です。

「通院・入院時あんしんセット」について

Tweet

目 次

- 「通院・入院時あんしんセット」とは
- チラシの内容

越谷市では、医療機関とケアマネジャーが連携し、市民のみなさまの入退院をスムーズに進められるように取り組んでいます。

「通院・入院時あんしんセット」とは

「通院・入院時あんしんセット」とは、市内の医療・介護関係者で協議し、もしもの時に備えて、事前に必要なものをご自身で分かりやすい袋やケースにまとめて準備ができるようにチラシを作成しました。

市民のみなさまには、「通院・入院時あんしんセット」を準備していただき、ご活用ください。

チラシの内容

（1）通院・入院時にまとめておくと便利なもの

- 医療保険証
- かかりつけ医療機関の診察券
- お薬手帳
- 緊急連絡先
- ケアマネジャーの名刺

- 介護保険証・介護保険負担割合証

(2)　「あんしんセット」とあわせて、救急医療情報キットを活用しましょう

チラシ

「通院・入院時あんしんセット」チラシ（PDF：991KB）

※補足説明

・関係者の皆様には、利用者（患者）が通院や入院時に必要なものをあらかじめ準備しておくように、本人や家族に啓発をお願いします。

・「通院・入院時あんしんセット」のチラシとポスターを作成しました。必要な方は、越谷市医療と介護の連携窓口（電話048-910-9140）で配布しています。また、越谷市ホームページからもダウンロードできます。

このページに関するお問い合わせ

保健医療部 地域医療課（東越谷十丁目31番地（保健センター2階））
電話：048-972-4777
ファクス：048-972-6244